

むつみ

第18号 1984. 9. 10



福島県土地改良団体職員連絡協議会

ここに物があれば、そこに物ができれば、大切に管理し保存するのが当然であると思います。しかしその当然行うべきことが、いかに難しいか、特に公共、共有物に至っては、誰かが管理するだろう……と云うのが見受けられるのではないでしょうか。

昨年当管内相双地方一円において、施設は利用者自から適切に管理を行うべきであるとの原点に立ち維持管理を行うことの自覚と意識の昂揚、施設の機能保全、そして災害の防止を目的として一ヶ月「農業用施設維持管理特別強化期間」を定め実施いたしました。

この立案の一角に参画し、また現に業務を担当している者として施設の管理運営の重要性を改めて痛感したところである。

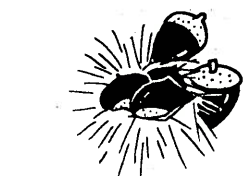
実施した項目は①ダムにおいて災害発生を想定した操作訓練、②溜池の一斉点検と用排水路等の草刈り、

ここに物があれば、そこに物ができれば、大切に管理し保存するのが当然であると思います。しかしその当然行うべきことが、いかに難しいか、特に公共、共有物に至っては、誰かが管理するだろう……と云うのが見受けられるのではないのでしょうか。

③農業用施設での人身事故防止の啓蒙、④湛水防除事業等で設置したポンプの運転者を対象とした専門技術者による講習会、⑤山腹水路の概査について行いました。ここでは溜池関係についての調査結果と、調査で感じたままを記したいと思います。

この堤防の草刈りと同時に前記のとおり一、三〇〇ヶ所有る溜池のうち八八九ヶ所について市町村、土地改良区、地元管理者の協力を得て一ヶ所ごと「定期点検表」を作成し現況把握を主眼に溜池の経歴、維持管理の状況、現況及び異状箇所の写真撮影を行った。

調査結果については、溜池点検数八八九ヶ所のうち、①緊急に対策を講ずる必要のあるもの一七六ヶ所、②相当老朽化が進み計画的に改修を必要とするもの二四九ヶ所、合計四二五ヶ所（①+②）であり総数の四七％となった。このような結果については、予想されていたとはいえ、またさまざまな問題点も出ました。



維持管理の大切さ

原町農地事務所 寺島修一

前述のとおり農村社会の多様化、地域農業の連帯が弱まっていると云われておるが、事実今回の調査結果から見ても先輩が多額の労力と資金を投じ築き上げた農業用施設も管理が疎にされようことではならないと思う次第です。

目	次
1. 維持管理の大切さ	県原町農地事務所 寺島修一
土地改良施設の管理状況調査結果	
2. 昭和59年度総会開催	事務局
(7月26日)	
3. 昭和59年度永年勤続会員表彰者名	〃
(10年以上の方216名)	
4. 昭和59年度職員業務研修会開催	〃
(7月26日～27日)	
5. 協議会紹介	埴町土地改良区 鈴木邦昭
白河地方の農業土木担当職員協議会の内容	
6. 土地改良事業との出会い	伊達西部土地改良区 稲村元康
昭和21年からの開田、ため池、かんがい事業の思い出	
7. 曲り角	矢吹土地改良区 大森哉
農業、農政の曲り角の問題と考え方	
8. 農業用排水路に対する考え方	白河市土地改良区 滝田民男
下水化併用される水路の管理方法	
9. 昭和59年度第1回役員会開催(5月29日)	事務局
監査の実施と幹事会の開催内容	
10. 電気保安と安全対策(その一)	土地改良管理指導センター
電気設備の必要安全対策	
11. 土地改良相談事例(六)	〃
12. ポンプ管理序論	〃
13. 〇〇ほど〇いものはない	土地連 枡谷匡恭
戦前の官費南方旅行記	
14. 呑み屋で拾った話	〃 平形清一
焼酎、無理に酒を飲むな、あなたの声	
きれいな努力、ホルモン強精食	
15. 編集後記	

表紙の写真は県ば郡山市多田野地区

昭和五十九年度総会開催

本協議会の昭和五十九年度総会は、去る七月二十六日十三時より、福島市飯坂町の「ホテル水洗面」において会員及び役員、来賓など約一六〇人が出席して開催された。

総会は土地連の三浦課長（事務局）が司会し、開会を造った後、高倉会長があいさつを行ない、次いで表彰規程による第二回目の水年勤続会員（十年以上の者）の表彰が行われたが、表彰に先だって、去る三月退職された土地連の角田弘氏（前本会事務局長）に対し感謝状の授与が行なわれ記念品を贈り感謝の意を表した。続いて、二十年以上の会員は西会津町土地改良区の田崎剛氏外二十二名で出席者の塙町土地改良区の鈴木邦昭氏が代表で受彰され、十年以上の会員は安積疏水土地改良区の吉田栄一氏外百八十四名で出席者の原町市土地改良区の林行子さんが代表で受彰された。

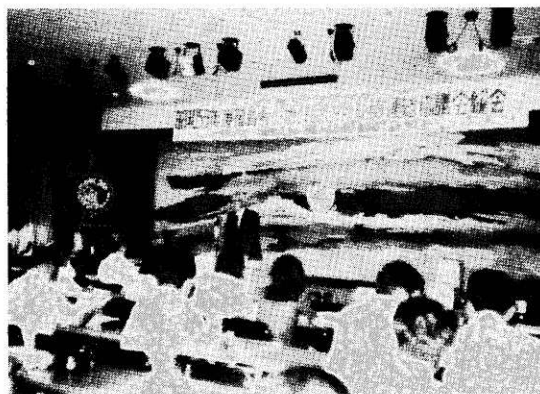
又、永年勤続会員で本年三月退職された会員、元矢吹原土地改良区の

円谷辰男氏外七名に対しても出席者の元原町市土地改良区の佐藤敬氏が代表で受彰された。次いで県農林課の石川土地改良団体係長及び土地連の原瀬専務の来賓祝辞があつて議案の協議に入った。

協議は福島土地改良区の石田長吉事務局長を議長に選出し、昭和五十八年度の事業報告及び収支決算を一括提案、続いて昭和五十九年度の補正予算次に昭和六十年の事業計画、収支予算並びに会費の額及び徴収方法を提案、事務局の説明後何れも原案どおり可決された。

なお、当日議決された決算書及補正予算及び昭和六十年の収支予算

等については別紙のとおりであります。



報告第一号

昭和五十八年度事業報告

（昭和58年4月1日～昭和59年3月31日）

- (1) 58・4・1 会員の新規加入
新郷地区土地改良区（4名加入）
- (2) 58・4・22 むつみ「第15号」原稿依頼
今回まで依頼した未投稿の各会員7名に再度依頼
- (3) 58・4・27 監査の実施（監査員3名全員出席）
昭和58年暫定（1月～3月）の事業及び収支決算監査を県土地連役員室において行つた。
- (4) 58・4・27 幹事会の開催（現員17名中14名出席）

議決された議案

- 一、昭和58年暫定（1月～3月）の事業報告及び収支決算報告の承認
- 二、昭和58年度の事業計画及び収支予算
- 三、規約の一部改正及び会員の永年勤続表彰規程（むつみ「第15号」参照）
- (9) 58・6・3 昭和58年度総会及び業務研修会の開催通知
- (10) 58・6・3 表彰規程に基づく被表彰者の推せん依頼
- (11) 58・6・3 昭和58年度会費等の徴収令書の発行（納入期限 58・7・31）

- (12) 58・6・5 業務研修会における講師及び講義原稿の依頼
- (13) 58・6・6 むつみ「第15号」の原稿依頼
- (14) 58・6・10 本会に未加入の土地改良区に対し加入依頼
- (15) 58・6・22 会員の新規加入

- 新地町土地改良区（1名）
- 山信田 “ （1名）

- (16) 58・6・28 昭和58年度被表彰者決定
- (17) 58・7・28 （20年以上勤続の会員73名）

◎総会

（13時00分） 会津若松市東山「新瀧旅館」出席会員約一五〇名
永年勤続会員の表彰後、議事に入り次の議案を議決した。

- 一、昭和59年度事業計画及び収支予算
- 二、昭和59年度会費の額及び徴収方法（むつみ「第15号」参照）

◎業務研修会

総会に引続き、14時00分から開催
研修内容

- (5) 58・5・2 むつみ「第14号」印刷
- (6) 58・5・10 臨時代議員会開催通知
- (7) 58・5・12 むつみ「第14号」配付
- (8) 58・6・3 臨時代議員会の開催

- 一、会長・副会長の互選
- 二、昭和58年暫定の事業及び収支決算の承認
- 三、昭和58年度の事業計画及び予算
- 四、代議員会の開催
- 五、規約の一部改正と会員の永年勤続表彰規程
- 六、昭和59年度の事業計画、収支予算及び会費の額・徴収方法（むつみ「第15号」参照）
- （10時30分）県土地連会議室において開催

一、土地改良団体の問題点

- 二、土地改良事業と改良区
河東町土改区 内山事務局長
- 三、土地改良の実務
県農林課 石川土地改良団体係長
- 四、土地改良区等の問題と検討意見
県土地連 平形囑託
- (むつみ「第15号」参照)

会員の新規加入

- (18) 58・9・1 郡山市東部土地改良区（5名）
- (19) 58・9・4 むつみ「第15号」印刷
- (20) 58・9・13 むつみ「第16号」原稿依頼
- (21) 58・9・22 昭和58年度県外業務研修開催通知
- (22) 58・9・29 むつみ「第15号」配付
- (23) 58・11・1 県外業務研修

- (24) 58・12・2 （秋田県角館市 参加会員40名）
- (25) 58・12・21 幹事、監査員合同役員会の開催

（むつみ「第16号」参照）

- (26) 59・1・5 （13時30分） 県土地連役員室 15名出席
- (27) 59・1・7 一、賛助金の増額陳情（県土地連へ）
- (28) 59・1・9 二、昭和58年度予算の補正

- (29) 59・1・9 三、業務研修のあり方と「むつみ」の発行内容検討
- (30) 59・1・9 四、参考意見の聴取（用排水施設の維持管理に伴う員外賦課の問題）（むつみ「第16号」参照）
- (31) 59・1・9 員外賦課の問題
- (32) 59・1・9 会費及び協賛金の未納団体に対する督促通知
- (33) 59・1・9 むつみ「第16号」配付

議案第1号

昭和59年度補正予算
(S 59.4.1 ~ 60.3.31)

歳入の部 (単位:円)

科目	59年度当初予算	59年度補正予算	増減	備考
会費	450,000	450,000	0	
協賛金	450,000	450,000	0	
雑収入	50,000	20,000	△ 30,000	
賛助金	300,000	800,000	500,000	土地連よりの特別賛助金の増
繰越金	250,000	319,490	69,490	
計	1,500,000	2,039,490	539,490	

歳出の部 (単位:円)

科目	59年度当初予算	59年度補正予算	増減	備考
総会費	400,000	900,000	500,000	表彰者200名の記念品等の経費の増
役員会費	200,000	200,000	0	
研修会費	300,000	300,000	0	
機関誌費	400,000	500,000	100,000	内容充実による印刷代の増
事業推進費	70,000	70,000	0	
事務費	80,000	60,000	△ 20,000	
予備費	50,000	9,490	△ 40,510	
計	1,500,000	2,039,490	539,490	

議案第2号

昭和60年度事業計画

1. 会員の土地改良業務研修の開催
土地改良業務に従事する職員の資質、能力の向上のため研修会を実施する。
7月下旬 浜通り地区 2日間
2. 土地改良業務の先進地研修
10月下旬 県外優良土地改良区 2日間
3. 機関誌の発行
年3回発行 5月、9月、1月
4. 会員の表彰
永年勤続職員(土地改良関係)の表彰を行なう。

報告第2号

昭和58年度収支決算書

歳入 一金 1,839,513円也
歳出 一金 1,520,023円也

収支差引残金 319,490円 次年度へ繰越

歳入の部 (単位:円)

科目	当初予算	補正予算	決算額	増減	備考
会費	450,000	450,000	454,000	4,000	
協賛金	450,000	450,000	450,000	0	
雑収入	70,000	38,000	36,721	△ 1,279	(補正減) 過年度分退職者のため、収入の見込がないため
賛助金	300,000	300,000	300,000	0	
繰越金	590,000	598,792	598,792	0	
計	1,860,000	1,836,792	1,839,513	2,721	

歳出の部 (単位:円)

科目	当初予算	補正予算	決算額	増減	備考
総会費	450,000	450,000	442,893	△ 7,107	
役員会費	270,000	240,000	202,640	△ 37,360	
研修会費	350,000	350,000	300,335	△ 49,665	
機関誌費	400,000	500,000	489,805	△ 10,195	(補正) 内容充実のため、印刷代増加
事業推進費	150,000	120,000	69,200	△ 50,800	
事務費	140,000	77,000	15,150	△ 61,850	
予備費	100,000	99,792	0	△ 99,792	
計	1,860,000	1,836,792	1,520,023	△ 316,769	

監査結果報告

本協議会の昭和58年度の事業及び予算等の執行状況について、昭和59年5月29日監査しましたが、その結果執行記録及び会計諸帳簿等適切であることを認めました。

昭和59年7月26日

代表監査員 浅野敏男 ㊟
監査員 本田三郎 ㊟
" 中根久守 ㊟

埦 社			矢			安			土 松 河 雄 表 安 福										土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
"			"			"			地 川 東 国 "										"																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
町 川			原			水			連 町 町 麓 村 水 島										連																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
二	二	二	二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

白河市	西会津町	会津若松市湊	昭和村	喜多方東部	“	“	土地連	福島市平石地区	伊達西部	安積疏水	白河市	母畑地区	泉崎村	門田堰	戸ノ口堰	雄国山麓	“	喜多方東部	河東町	会津坂下町只見川	鹿島町	大熊町	“
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
薄葉	秦	竹村	渡部	山口	佐々木	菅沼	増井	渡辺	阿部	伊東	鈴木	瀬谷	小室	阿部	秋山	東條	須藤	山岸	大竹	笹島	小野田	加藤	渡部
正雄	好央	猛利			正勲	和博	みどり	直子	みさ子	豊美		輝勝	美智子	護郎	恵美子	栄子	京子	きよ子	一英	昭子	直人	恵子	

喜 多 方 南 部	喜 多 方 北 部	白 河 市	社 郷 川 村	表 郷 村	須賀川市浜田地区	郡山市多田野	大 玉 村 大 山	安 達 太 良	伊 達 西 部	土 地 連	磐 城 小 川 江 筋	相 馬 市 大 野										
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇										
坂 内 ヨ シ	吉 田 隆	川 瀬 基 子	相 楽 綾 子	佐 川 ふ く よ	滝 田 国 男	鈴 木 三 郎	鈴 木 健 一	後 藤 芳 一	実 沢 恵 美 子	高 倉 秀 子	松 本 金 六	渡 辺 あ さ	柴 山 芳 子	尾 形 道 雄	遊 佐 ゆ き え	本 多 利 勝	川 島 守	小 林 ヒ ロ 子	八 巻 千 加 子	小 堀 レン 子	吉 田 浩 子	作 間 和 子

利雄戸	安積	土西会喜戸矢白伊原	土
根国ノ	疏	地会津本郷方西口河西町	地
川麓堰	水	連町町部部部部部部部部	連
一六	一六	一七	一八
葛棚	佐中	前野大渡橋谷大五十本大八石堀	穴阿郷尾清渡
西木	山山	田村越辺田竹風田森代幡川	戸部形野辺
豐キ	洋孝幸	修好陽敏政ミミ信栄栄信幸	成栄紘善善見
子ヨ	子二男	一郎昭一子雄エチ雄哉子知雄	子子一雄広子

会津北部	吾妻	雄国山麓	蛟川村	矢吹原	表郷村	安積疏水	松川町	白河市	土八沢干地連	大熊町	鹿島町	宇田川沿岸	会津本郷町	会津北部	喜多方西部	会津高田町						
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六						
加藤政司	小沢一三	渡部幸信	鷺野谷弘行	宮坂正幸	荒井一宏	内川一徳	加藤欽次郎	滝田民男	斎藤健次	山口一夫	畑山卓也	片平正義	上竹一雄	菅原利介	松村房雄	寺沢秀栄	志賀宗男	田村香子	小田百合子	歌川均	棚木英雄	大竹正雄

土 小 大 矢 矢 松 安														土 四								
地 川 平 熊 吹 川 疏 水														地 川 沿 岸								
連 町 町 吹 原 町 水														連 岸								
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
石 川	長 谷 部	西 條	大 橋	吾 妻	若 目 田	二 瓶	柴 木	尾 形	會 川	矢 田 部	根 本	納 谷	木 村	渡 辺	森 田	高 木	伊 藤	阿 部	佐 藤	大 橋	阿 部	安 藤
弘 市	惠 利	正 子	妙 子	正 敏	正 雄	真 一	竜 輔	長 市 郎	金 一	久 一	朝 彬	厚 男	才 子	久 子	キミ子	洋 子	慶 一 郎	善 文	建 正	隆 子	隆 子	寿 子

喜多方中央	河東町	熱塩加納村	利根川	若津高田町	会津高田町	新郷地区	西会津町
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
大八木	加藤	安達	鈴木	内海	小久保	大竹	高橋
孝	ワカ子	裕子	恵子	栄一	陽一	広子	四郎
宇多川沿岸	鹿島町	磐城小川江筋	田人	鮫川	土連	地	博雅
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
佐藤	多田	官田	大須賀	小野	松本	渡辺	福田
一郎	隆一	弘幸	忠貞	和子	弘子	洋子	藤子
久子	二子	夫	子	子	子	子	子

土地連	鴻野美幸	元	矢吹原(多年)	元	矢吹原	元	矢吹原	元	山都町	元	喜多方南部	元	原町市
一〇	一〇	元	円谷辰男	元	矢吹幸弘	元	松岡泰	元	近藤金男	元	嶋田映子	元	佐藤敬
一〇	一〇	元	松岡幸弘	元	矢吹幸弘	元	松岡幸弘	元	近藤金男	元	嶋田映子	元	佐藤敬
一〇	一〇	元	松岡幸弘	元	矢吹幸弘	元	松岡幸弘	元	近藤金男	元	嶋田映子	元	佐藤敬
一〇	一〇	元	松岡幸弘	元	矢吹幸弘	元	松岡幸弘	元	近藤金男	元	嶋田映子	元	佐藤敬
一〇	一〇	元	松岡幸弘	元	矢吹幸弘	元	松岡幸弘	元	近藤金男	元	嶋田映子	元	佐藤敬
一〇	一〇	元	松岡幸弘	元	矢吹幸弘	元	松岡幸弘	元	近藤金男	元	嶋田映子	元	佐藤敬
一〇	一〇	元	松岡幸弘	元	矢吹幸弘	元	松岡幸弘	元	近藤金男	元	嶋田映子	元	佐藤敬
一〇	一〇	元	松岡幸弘	元	矢吹幸弘	元	松岡幸弘	元	近藤金男	元	嶋田映子	元	佐藤敬
一〇	一〇	元	松岡幸弘	元	矢吹幸弘	元	松岡幸弘	元	近藤金男	元	嶋田映子	元	佐藤敬

土地改良団体職員業務研修会開催

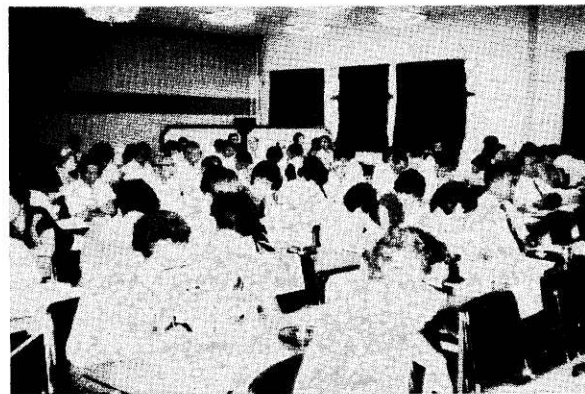
本協議会主催の昭和五十八年度職員業務研修は七月二十六日、二十七日の二日間、福島市飯坂町「ホテル水洗園」において総会に引続き十四時三十分から開催された。

研修にさきだち主催者として高倉会長があいさつし、研修に入った。

研修は最初に、県地連の原瀬専務による「土地改良施設の設置、管理責任について」と題して、全国の土

地改良団体問題懇談会第四回の検討結果の資料を基に施設の管理と賠償関係及び施設の賠償責任保険等について事例を挙げて講義、ついで安積疏水土地改良区の根本課長補佐が「土地改良区の運営について」と題して話され、初日の教程を終了した。

引続き十八時から講師先生及び来賓の佐藤芳久県農地林務部次長、佐川福島農地事務所長、木船課長、角



田前事務局長等を交え約一四〇名の懇親会に入ったが、年に一度の会員の集いとあって県下各支部の改良区の内容や歌等各人夜遅くまで懇談していた。

二日目は九時から、県農林課の石川土地改良団体係長より「土地改良

の実務」と題して、本年度に施行される土地改良法の一部改正の要点と現在話題になっている農業者年金受給者の土地改良区組合員資格について講義があり、親切丁寧な説明を受けて、実務的な研修を盛会裡に終えて正午近く散会した。

協議会紹介

埴町土地改良区 鈴木邦昭

七月に入ると、忙しい三月の年度末から年度当初への切替。工事現場があれば、竣工検査から引続き毎年乍ら会計検査と。次から次へと仕事に追われホッと一服の時期になると思う。最も夏工事を抱える改良区は特別であるが。

七月に入ると、忙しい三月の年度末から年度当初への切替。工事現場があれば、竣工検査から引続き毎年乍ら会計検査と。次から次へと仕事に追われホッと一服の時期になると思う。最も夏工事を抱える改良区は特別であるが。

片方三月の年度末を考えると毎年の事ながら日頃お世話になり厄介をかけている農地事務所の方々をはじめ各関係機関の諸先生の転勤の節である。私共のような改良区職員で転入転出のない者にとっては特に嫌な時期でもある。

現実的止むを得ない事ながら漸く官性名を覚え仕事にも馴染み毎日が

楽しい筈なのに〇〇日が内示で□□は△△へ転任で△△から□□が来るとかあらぬ噂が流れるのもこの時期であらう。

ここで東西白河地方農業土木担当職員協議会を紹介してみよう。(これは一市四町七ヶ村の関係者)會って知事の汚職が引金となってこれら異動職員の歓送迎会等については特に自粛するよう通達が出たのは単に東西白河地方だけではなかった筈である。当協議会は、これ等に反発する意志は毛頭なかったが協議会が中心となって今も尚送別会は続行中である。これは日頃お世話になった僅か乍らの気配りではなからうか。

土地改良事業との出会い

伊達西部土地改良区 稲村元康

当協議会は年間行事として必要に応じ、研修会を開催する他、秋期の土曜日を選び主催地を毎年市町村を輪番に廻る事を前提に午前中担当職員の勉強会を開いている。研修科目も出来るだけ会員からの希望を採れて行ない、講師に農地事務所の各課の担当者依頼したり或は会員からの体験を発表する等有意義なものとなっている。引続いて、午後は恒例の親善球技大会が行なわれ、その名のとおり勝負抜きの珍プレーが続出する。若い者は野球、女子と高令者はソフトとに別れ農地、東西部と計六チームが編成され日頃の鬱憤を晴

らすのである。良い汗をかき、頃を見計らい野外でのデングスカンを囲み懇親会に移るのであるが、この席上球技大会の結果、ハッスル賞、レディ賞をはじめ、うったでしよう、いたかったでしよう。等の選手賞が発表され歓声の中で賞品が渡される。いくつかの輪が心地良く酔う頃には誰彼を問わず入り乱れ盃を交すのであるがマイクを持ち得意の歌を披露するものもこの時であり、毎年参加者が百名を超えるほど盛会である。

最後に、ありのままの協議会を紹介し県一円にこの様な輪が広がる事を望んで止まない。

昭和十六年四月一日当時の村長奥山実之助翁の奨めにより半田村役場に奉職した。市町村統後奉公会に専任主事必置の制度化によるものであった。

二十五才まで農業に従事した身には可成りの重荷を感じたが思いついて転身・農業と二足草鞋の約束だっ

た。仕事は戸籍と兵事係の助手を兼務である。当時は支那事変が益々拡大し、加えて太平洋戦争に発展する年でもあった。役場の宿直は五日目毎に回ってくるが先輩達はいろいろと理由をつけて代直を頼まれる。四〇五日連続もたびたびである。しかし安月給の私には宿直手当が増え小

使が多くなるので悪い気はしなかった。しかし防空演習が続き眠れない夜が多く、動員令の予告電話で起きれば兵事主任に連絡待機する。召集令状を伝達、緊急を要する場合は戸籍謄本、身上明細書の作成に徹夜となる。同年九月に入るとまさに開戦前夜のあわただしさ、臨時召集に続き軍馬の徴発、トラック(当時通にしかなかった)も徴発された。すべてが秘密裡に行われ出征兵士の祈願祭も夜間役場の二階灯火管制下で行なわれ、近親者の見送りのみ許されず奉公袋を風呂敷に包み平服のままこそり応召した姿がいまもまだ脳裡に深く焼きついている。

その年十二月八日宣戦の大詔が発せられ駅では毎日のように愛国行進曲、軍艦マーチが響き渡った。翌年十二月八日開戦一周年を迎えた早朝第二国民兵役最初の召集令が小生にも下った。高射砲兵として東部一九〇四部隊に入隊したが一年間戸籍、兵事の事務経験が幸いしてか八ヶ月後人事係助手を命ぜられ外地転属を免れた。二十年十月終戦処理を終えて復員そして復職。

戦時中食糧増産の至上命令に迫られ奥山村長は半田沼の灌漑利用によ

る開田計画を県に申請していたのが終戦の年により認可となり二十一年一月県営事業として着工、県営半田沼臨時用水改良事務所が開設、

所長に元福島農地事務所所長だった鈴木博氏、主任技師が元農地建設課長佐藤英明氏外に現西根堰土地改良区技術主任の石幡信知氏等の技術陣の下に工事は進められた。小生は地元現場主任として毎日山の現場事務所勤めとなる。これが土地改良事業に取り組んだ最初である。もとより何の知識も経験もないはずの素人であるため非常に苦労した。さらに工事の施行も、終戦直後のことであり着工はしたものの資料がない。例をとれば測量用の一寸二分釘がほしいと言われても買入はできない。資材調整事務所から割当を受けなければならぬ。その割当が何と三寸釘一樽であったり、すべてがこんな具合であり、今では想像もできない異状事態であった。幸いに日本鉱業半田鉱業所が採鉱していたため資材は何でも手持があつたので割当資材はすべて鉱山に引取って貰い必要な資材と交換したものである。もし半田鉱山がなかったらあの工事は完成しなかったと思う。

部落説明会も半月間は続く、しかも夜間であるそれが度重なる。よく続いたものと自分ながら感心している。

事業もさることながら改良区の組織、運営を軌道に乗せることが専決問題であった。幸いにして農地事務所の大島係長さん、村上さんそして本課の平形係長さん等の良師を得てご懇篤なる指導をいただき、理事長始め役員各位も一丸となって取り組みお陰で職員も充実し体制は整った。

次は事業である。同時採択となつた広域農道が地区内を通る。新幹線工事が始まったこれらと平行する部分は同時施行とする。更にこの地区内には条里制遺構を始め数多くの文化財、遺跡があり計画変更を余儀なく迫られる等考えてみたこともない問題が次々出てくる。この事業は採択当時五ヶ年で完了する計画で総事業費二十四億二千三百万円であった。初年度事業費八千万円の割当これでは二十年、三十年かかる。これを促進するには全面休耕による夏季施行以外になく五十二年度から全面夏季施行と決定受益者の了解を得ることができた。

やることなすことすべてが闇取引、違法行為であり、警察署に検事局に呼び出しを受ける始末、艱難辛苦四年の歳月を経て完成、水不足は解消したが湧水池のため水温が低く南半田地区に全額国庫負担による温水溜池が設置された。

昭和二十五年北半田地区にも溜池設置の要望あり土地改良区設立の必要が生じた。二十六年四月私は農業委員会出向となり当時の農業委員会にその趣旨を説明委員を設立発起人として半田村土地改良区設立認可を得て温水溜池を団体宮で施行することができた。

昭和三十年町村合併により新農村建設計画策定に伴ない他地区の施行地区を編入して土地改良事業を施行してきたが第一次農業構造改善事業の指定を受けるため町一円を地区編入し名称変更の定款変更認可を得現在の桑折町土地改良区に発展的改組した。

農構事業によるほ場整備二〇〇ha余を施行したがこの地区は当初積寒対策事業による計画で進めてきたものが農構事業に切替えた関係から制約も異なり一部に強力なる反対があり新聞紙上を賑わしたこともありま

県の了解を得て大塚中央陳情を度々行ない五ヶ年で面的整備だけは終ることに成功した。各町の二次構、新農構計画との関係があつて線工事を後回しとし面的整備を急がざるを得なかった。

一つの工区に三年かかったこともあり換地計画は毎年一時利用の変更指定をしなければならず農家の苦情と金のかかることばかり、しかし地域の事情と、改良区の誠意が認められ五十四年度には国見、梁川にまたがる二つの工区三百haの面工事が単年度にできたときは役員ともども感泣に余りであった。以後は毎年一工区づつ換地処分をなし、今年二月全工区の処分登記を完了したのを機に換地、評価、工事の各委員に知事感謝状も交付されその労をねぎらうことができた。

地区外の流水排水路の整備も終り現在基幹農道の舗装工事を実施中で六十年代には補完工事を含め総事業を完成するまでに進捗いたしました。

いま世紀の大事業の完成と事業関係者の功績を称え後世に伝えるために記念碑建設の準備を進めております。小生にとっては桑折町役場に勤務した現役時代より第二の職場とし

した。しかし、今では償還も終り早く施行してよかったと喜びの声を聞かれるようになりました。

それ以来農業委員の研修視察は毎年土地改良事業を取り入れるようになり委員の意欲は高まった。

たまたま昭和四十四年東北自動車道建設計画が発表になり関連事業として両側一キロ以内を県営事業と同率補助では場整備その他の土地改良事業ができるようになった。第一次農構では場整備を経験しその効果を知っている農業委員会は、どうせやるなら国見町を含めた大規模事業とし出入作をなくすため農地の集団化を図るべきであるとの気運が盛り上がった。

このため国見町農業委員会に呼びかけ、共同研修の場をつくり当時福島県伊達事務所最後の所長となった高橋五郎氏にアドバイスをいただきながら「百聞は一見に如かず」で両町委員で会津北部を始め、先進地を視察啓蒙に取りかかった。間もなく私は議会事務局長に出向となる。今度は角度を替え議会を通じて、これが促進を訴え続けたことは勿論である。

昭和四十七年ようやく機が熟し梁

てのこの仕事が変わった苦しさの多かったことも事実である。整然と整理された青田の中をすいすい走る車を事務所の窓から眺めるときすべての苦勞が忘れ自らを慰さめ満足し四十五年の永い間弁当をつくつて呉れた老妻に感謝しております。



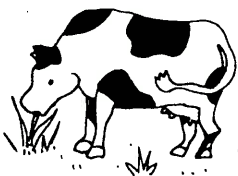
曲 角

矢吹土地改良区 大 森 哉

先日「むつみ」より原稿依頼を受けたが文才のない私にとってはなにかかけばよいのか非常な苦痛であった。昭和三十五、六年頃私はある村の産業課の職員をしていた。当時はたしか農業基本法が制定され、なりもの入で農業構造改善事業の必要性が解かれていた時だったようである。そうした事もあるが農政関係の講演会や各種の会議に出席する機会も多かった。又村では農協共催による部落座談会等に出席すると、最初に挨拶する組合長さんがきまって話すことは、「いまや日本農業の曲り角に際して」とか「我国農政の曲り角」ということを必ず話され、この言葉が一種の流行語になっていたのだ、これを話さないとその頃は挨拶にならなかったようである。曲り角って何だろう。真ぐ行くと障害物があり大きな壁があるから怪我をしないように曲るのであると思う。右に曲るか左に行くかは、その目的地によ

て違ふのである。へたをすると曲り曲って元のもくあみになりかねない。そこで挨拶をした組合長さんに曲り角を曲って行き、到着先は何処ですかときくと「おれだつてわかっか、そうしたこと」これからの問題だということである。当時指導者が挨拶をする場合そう言わないと挨拶にならないのである。今二十数年前を振り返って、何が一体曲り角論議を起させたのか私しなりに簡単に割り切って考えるならば、まず農業が曲り角にきたと言うことは、このままの農業、農政では駄目だと言うことである。何故このままでは駄目なのか、その理由は大体三つあったようである。第一には、農業と工業との所得格差である。よく言われたように農業一人当りの所得は工業一人当たりの三分の一である。同じ日本人と生れ、同じように働いて貰う金は三分の一ではなんとかななくてはならぬというのは当然である。生産性

を上げるか経営を近代化するか、ともかくこのままでの農業では駄目だということになる。第二には、貿易の自由化の問題である。外国の安い農産物にどの様に対処するかである。このままの保護農業ではいられないということである。第三には、農制度と農業の実態との食い違である。二十数年前と現在では農村社会の環境はいちじるしく変化したが、今もう一度「農業の曲り角」について考える必要があるように思うのである。第一の問題は、農業構造改善事業により土地基盤が整備され大型機械の導入、経営の近代化により労働生産性は向上した。その結果として余剰労働力をどうするかが問題となった。一時的には農村からの出かせぎ労働者の急増など社会的話題にもなったが最近農村部への工場の急激な進出により、働く場所も多く兼業農家が八〇％を越えようとしている。こうしたことが農業収入はともかく農外収入の増により農家収入全体から見れば、決して他産業に劣らないのである。第一種兼業から第二種への移向は今後も続くであろう。農外収入が重で農業は片手間で行っている。これがひにくにも一番安定した



農業用排水路に対する考え方

白河市土地改良区 滝 田 民 男

現在、宅地造成、農地転用等により住宅化が農村部まで進み農村環境も都市並に混住社会が形成されつつあるほか、生活様式も向上し、特に当土地改良区管内では最近水洗便所の普及が急速に増大している。又これにより家庭雑排水の量も多量に放流され、この排水は下水路がないため、農業用水路に排出されて用水の確保が非常に難しいばかりでなく、維持管理に於いても悪臭、ゴミ等により支障を来たしているのは当土地改良区ばかりではなく各土地改良区共大きな悩みではないかと思ひます。農業用排水路の本来の目的は、農地のかんがい排水用として造成されたものであるのに現在では生活環境の一部として利用されている方が大きいと思ひれます。

そこで、利用状況に於いて、不合理差が出て来る。まず維持管理ですが、農家ばかりが労力、経費を負担して草刈り、土砂浚い、改修工事等

を行い、重負担を寄せられ、整備した所に非農家は負担もなく、家庭から出る汚水を排出する施設としか思ひない。もし負担を加せると色々苦情がでる。そこで用水路に対するあり方について非農家を含めて考える必要があるのではないかと思ひます。この点から本土地改良区では、住宅の新築、改築等及び宅地造成工事を実施し、直接的、間接的に雑排水を農業用排水路を利用して、排水する場合は事前に本土地改良区と協議して、放流先をできるだけ農業用水路でなく排水路に放流する様指導し、地区の土地改良区役員及び総代の意見書を添付して施設使用申請書を提出させ、良質の用水確保と雑排水放流によるトラブルの解消を図っている。昨年度農業用排水路利用状況の実態調査を管内特に農家、非農家を問わず、混住社会が進行中の所に於いて水路管理を今後どのようにしたらいいか、六七五戸に対し、

アンケート方式により調査実施した結果が得られた。

- ① 行政サイドで経費を出して管理する二二％
- ② 行政が土地改良に補助金を出して管理する三八％
- ③ 利用者全員（農家及び非農家）が経費を出して管理する三〇％
- ④ 従来通り土地改良区が管理する一〇％

昭和五十九年度 第一回役員会開催

一、監査の実施

昭和五十八年度の事業報告及び収支決算の監査は五月二十九日午前十時三十分から土地連役員室において、会津高田町土地改良区の浅野代表監査員及び磐城小川江筋土地改良区の中根、郡山市多田野土地改良区の本田両監査員により、事業の内容さらに収支決算について、帳簿や会計経理の内容、会費等の徴収状況等を詳細に監査された。

今後の農業用排水路の管理は農家だけが行うのではなく利用者がその管理経費、労力を出して行う事が今後の課題となるのではないかと思ひます。なお、これらを解消するためには公共下水路及び農業集落排水事業等の取りくみを図り水路管理方法を検討していき、農家に対する労力経費の軽減をはかる事が土地改良区の役割でないかと思ひます。

監査の結果は、会計経理等諸帳簿共に良好に処理されており収支決算は適切であると認められた。

又、未納会費も例年と異なり昭和五十八年度は一件のみとなり整理改善されていると認められた。

二、幹事会開催

幹事会は同じく五月二十九日午前十一時から同室において、来賓の県農林課石川孝彦土地改良団体係長始め幹事十五名（二名欠席）及び監査員三名、事務局は土地連の

鈴木和五参事、三浦課長外が出席して開催された。会議は高倉会長が議長となり次の事項を協議した。

(1) 昭和五十八年度の事業報告及び収支決算書の承認については、事務局の説明後、浅野代表監査員の監査報告により原案どうり承認された。

特に昭和五十八年度は二十年以上勤続会員の表彰や「むつみ」の充実を図ったので経費が増加した。このため従来の議案の外註印刷を廃止し、諸経費の削減を図り、一方未収会費の解消に努力した。

(2) 昭和五十九年度の補正予算案について本年度の予算については昨年の総会において議決されたものであるが昭和五十八年度決算結果の確定による補正及び昨年十二月役員会において議決された土地連よりの賛助金の増額陳情（むつみ第十六号）について関係者の御配慮により、今回認められましたのでその増額分を補正することになった。

以上の内容の補正予算についても原案どおり議決された。

(3) 昭和六十年度の事業計画、及

び収支予算案並びに会費の額、徴収方法について現在まで毎年の決算において繰越していた三十万五千円は本年度においてほとんど使用済となり収入で繰越金をあまり当てにすることは出来ずまた、未収金も無くなったので協議会設立以来続けた年一千円の会費第を五百円増加し一千五百円とするものである。

以上の内容による予算案等も原案どおり議決された。なお会費等の徴収方法で郵便振替制度の方法もあつたが今後検討することにし、従来どおりの徴収方法となった。

(4) 総会及び研修会の開催について

本年度は参加人員の関係上福島市飯坂で開催することとなり七月二十六日、二十七日両日ホテル水洗園で実施することとなった。又、県外研修は十月頃新潟県の優良土地改良区を視察研修する。

(5) 会員の表彰について

本年度は十年以上の勤続会員の表彰を行うことになり二十年以上二十三名十年以上一九名の

推せんがあり承認された。なお、本会の前事務局長であつた土地連の角田弘氏には本年三月退職されたので、感謝状を贈ることも併せて認められた。

(6) 機関誌「むつみ」の広告について

「むつみ」の内容充実に伴って印刷代も増加しておるので、次回より広告を載せることとなり、広告料は土地改良関係の業者で一頁一万円、半頁五千円、

四分の一で三千円で募集する。

(7) その他

「土地改良法関係事務処理の手引き」改訂版編集についての意見

昭和四十九年版の現在の手引を改訂すべく現在県と土地連で検討しており、来年一月に昭和六十年版として発刊することを準備しているの、各土地改良区の職員の方の御意見を拝聴したい。

電気保全と安全対策(その一)

土地改良管理指導センター

「概論」から必要なことがらを抜粋して御紹介致します。

(一) 電気安全の重要性

(1) 電気安全の意義

電気安全は単に電気による災害を防止するだけにとどまってはなりません。電気利用の拡大、高度化と都市化、過密化が進む地域環境のもとで、電気安全の社会的重要性がますます高まる一方、最近のエネルギー情勢に

対応するためにさらに安定した、電力の供給の確保を推進させなくてはなりません。

(2) 電気災害とその影響

電気災害は一般災害に比べると、発生率は低いのですが、万一発生しますと重大な事故になることが多いようであります。特に、致命的な人身災害に結びつきやすく、その結果は死亡する危険性が極めて高く、若し幸いにして生命を取りとめても、一生不具になる確率が非常に高いのであります。

また、人身災害を起さないまでも、停電事故を派生し、その施設の機能を停止させるばかりでなく、時には、波及停電にまでおよびまして、一般社会にも重大な影響を与え、経済的にも大きな損失をもたらす場合があります。

この電気災害の要因を掘り下げていきますと、電気故障の要因と相通するものがあります。と云うことは、逆に電気の故障はこれが一つ間違えば、感電事故になったり、漏電火災事故になったりするものであると言えます。

(一) 電気の危険性

電気は、本質的に危険なものであります。高圧および特別高圧は、他の条件が同じであれば、低圧に比べて一層危険であることは云うまでもないことであります。

電圧の種別は電気設備技術基準の第3条に定められておりますが、電撃や、電気火傷も電圧の大きさに応じて異なるので、電圧の種類による危険性を十分に理解することが肝要であります。

(1) 感電

感電は、電撃ともいわれ、一般に身体を通して電流が流れたことよって発生する。生理的な現象でありまして、その程度は単に電流を感知する程度の軽いものから、苦痛を伴うショック、さらには筋肉の硬直から、心室細動による死亡などがありますように、種々な症状を呈します。

感電した場合の危険性は、主に次の条件によって決まります。

(I) 通電電流の大きさ
(II) 通電経路(身体の中の部分を電流が流れたか)

(III) 交流、直流の区別

(IV) 通電時間と、電撃印加位相(心臓、脈動周期のどの位相で通電したか)

(V) 周波数及び波形(交流)

右のように、身体に電流が流れるなければ危なくないわけですが、電流だけでなく、電圧が高く周囲の条件が同じであれば、大きな電流が流れるので、低電圧に比べて、電圧が高いほど危険度は大きくなります。

低圧による感電災害は、充電部分に身体の一部が直接接触することよって生ずるもので、一般的に、大きな火傷はできないケースが多いようであります。

しかし、高圧以上の電圧では、充電部に直接触れなくても、接近限界距離以内に入りますと、その間の空気の絶縁破壊を生じまして、閃絡を起します。このとき身体に流れる電流は、充電部に身体が直接触れた状態と変わりなく、アークによる電気火傷を生じることが多く見受けられます。

また、充電部の電界内に、身体、または手に持っている工具

等が入りますと、誘導によって身体に電荷が蓄積され、その時身体の一部が接地されている物体に触れますと、電荷が放電されますために電撃を受けます。

(2) 通電電流の大きさと生理的影響
身体に流れる電流の大きさを次第に増加させていきますときに、どんな生理的現象を生じるかを、次に示します。

(I) 最小感知電流

人体への通年電流が、ある値に達しまして、初めて通電されているという感覚を受けたときの電流を、最小感知電流と言います。

商用周波数の交流の最小感知電流は成人男子で、概ね「2 mA 以下」であれば危険はありません。

(II) 可ぞい電流(離脱電流)

最小感知電流の大きさを越えて通電電流を増加させますと、苦痛を感じ、さらには耐えられない限界、即ち運動を失わない最大限の電流を可ぞい電流、または離脱電流と言

い、その限界は、交流では「758 mA」とされており、直流では「100 mA」とされています。

(III) 可変電流（こう着電流）
可変電流の大きさを起して、通電電流を増加させますと、通電経路にあたる筋肉にけいれんをおこし、神経が麻痺して、身体を失うようになります。つまり、自分では、電撃を受けていることを知りながらも、自分の意志と力で感電している原因を取り除くことが出来ない状態になる電流を可変電流、またはこう着電流と云い、その電流値は概ね、交流で「10～15 mA」であります。

(IV) 心室細動電流
通電電流をさらに増加すると心臓に流れる電流が、心臓の脈動に影響を与え、けいれんをおこし、正常な脈動が打たなくなり、血液を送り出す心室が不規則な細動を生じ、ほとんど機能が失われてしま

います。
この電流を、心室細動電流と云います。

(3) 通電経路等
身体を通電経路が、単に指先などの限られた部分であれば、危険の度合は小さいのですが、重要な部分に流れると、当然危険度は高くなります。

(I) 心臓部が通電されると、心室細動をおこすおそれがあります。
(II) 脳の呼吸中枢を流れると、呼吸機能の停止による死亡のおそれがあります。
(III) 胸部を流れると、胸部収縮による窒息死のおそれがあります。

交流電源の場合には、50～60 Hzが最も危険で、周波数が高くなると、電流の刺激は、チクチクする感覚よりも、むしろ熱いという感覚に近

なり、100～200 KHz以上になりますと、ただ熱いだけという熱的な感覚になります。

心室細動の可能性のある電流は、身体への通電時間が大きく影響しており、災害事例では、交流電源電圧3～6 kVによる感電死亡が最も多く、特別高圧の30 kVになりますと、感電時に於ける急激な筋肉の収縮などによる瞬発的な作用のために、跳ね飛ばされるなどして、身体への通電時間が極めて短時間となるので、通電電流が大きいときでも、一命をとりとめることがあります。

(4) 火傷

電気火傷は、アーク及びスパークの数度の高熱による皮膚の熱傷と、電流が身体を流れるときの、内部組織の抵抗に基づくジュール熱によるものとがあります。これらが重畳されて複雑な症状を呈し、熱湯などに起因する一般の火傷とは異なり、治療にかなりな時間を必要とする上、治療した後も、その創傷は、時間

が経過するにつれて、拡大されるケースが多いようであり

(I) 皮膚の鉍性変化

金属が高熱のため溶融、ガス化して皮膚表面及び組織に付着し、または浸潤して、皮膚が暗黒色を呈し、硬化乾燥して針質のような感触となるもので、身体には特に大きな影響は及ぼしません。

(II) 表皮はく脱

アーク、スパークなどの際、瞬時的な高熱と、電流による機械的な破壊作用によって、表皮がはく脱するもので水泡形成はできません。

(III) 電紋

電流の流入部から皮膚表面の各方向に伸びる、灰白色や、少々紅色を呈した樹枝状の症状であります。

(IV) 電流斑

電流の流出部の表皮が隆起して、蒼白色、或いは灰白色に変ずるもので、電撃症で顕著な、最も特有の症状と言われております。

(V) 電撃潰瘍

多くあります。その他作業準備中の災害も目立っております。

電気工事以外では、建設現場上や、屋根等の高所で、鉄骨、鉄柱、建築物の建設や、塗装の作業中に、誤って近接した充電電路に、絶縁用防護具を着用する等の感電防止措置を怠った作業

者、または取り扱っている材料が接触して、災害を起した例が多くあります。

(b) 変圧器、コンデンサー及び高圧開閉器類によるもの

が34名被災しております。これらは主として、変電室や、受電室等の内部で、電力装置等の点検や修理及び清掃の場合に、誤って充電部分に接触したり、或いは接近し過ぎたり、または電路の死活を誤認したことなどによって被災したものであります。

(c) 移動式、或いは可搬式の電動機器によるもの

では、建設現場のベルトコンベア、水中ポンプ等のほか、グラ

電流出入部の傷の周縁が、一部炭化して燃焼したような或いは抉りとられたような潰瘍が生じます。

これは、電撃後2週間後までに、約30%程度の潰瘍面拡大を引き起こすことがありますので、最初の潰瘍面が小さくても、決して安心することは出来ません。障害度の大きいものでは、神経や骨が露出する場合もあります。

(VI) 手足の運動障害と壊死

手や足が電流の経路となる場合が多いので、それが原因で、運動機能が失われたり、壊死したために手足を切断しなければならぬ事態を招来する場合もあります。

(VII) 後出血

電撃による損傷では、ほとんど出血はみられませんが、あとで大量の出血をおこすことがあります。

こうした場合は、内部組織が大きく破壊されていることに起因しております。

そのために止血がうまく処置出来ないことがあります。

で、特に注意をしなければなりません。

(I) 感電事故とその防止対策

(1) 感電事故の発生状況

(I) 概要

感電災害は、全国の職場（鉱山保安法適用事業場を除く）で、十年も前の古い統計ですが、昭和47年度に於いて、約一、二〇〇名が死傷しております。その内訳は、死亡者数二三名、休業8日以上の負傷者数は九六五名になっております。その後は、毎年僅かながら減少してはおりますが、逆に、電気施設は、年毎に著しく増加していく傾向にあります。

(II) 感電死亡災害の発生状況

別表1に、昭和47年度に於ける感電死傷者数と、月別感電死亡者数を紹介します。

(イ) 感電死傷者数に於いては、建設業とその他の事業の欄の数字を、(ロ) 発生月別感電死亡者数に於いては、6・7・8月の欄を注目して下さい。この数字の中には、丁度稼働の

(III) 発生形態別にみた感電死亡者数

(a) 送・配電線によるもの

97名で、他の電気設備によるものより、圧倒的に多いようであります。これらは架空電線の架線、張り替え、移設などの電気工事の際、碍子やその他の支持物の取替、点検、清掃、塗装等の作業中や、或いは電柱への昇降途中で、絶縁用の保護具等の使用を怠ったり、使用方法に誤りがあったり、接近限界距離を超えて接近したり、活線と死線を誤認したり等で、被災した例が少なくありません。また、作業の方法、作業の手順などについての打合せが不十分であったというような、作業指揮者の作業指示が不徹底であったための災害も

(b) 送・配電線以外のもの

は、建設現場のベルトコンベア、水中ポンプ等のほか、グラ

インダー等の電動工具を使用しているうちに、そのフレームに漏電し、且つ接地が不完全なために、対地電位が上昇して感電したもので、接地効果についての認識不足から生じたものである。

(d) 照明装置による感電では、ハンドランプ、または仮設のレクレクトーランプ、及び吊下げ電灯の電球取替中や、修理中に口金部分か電線の口出部分の露出充電部に接触している例が多いようであり。(別表―2 参照)

四 防止対策

感電事故原因を究明しますと、原因などには、共通点がかなり見受けられます。

これらの事故は、思わぬところで常識では考えられないような人間の行動によっておこる可能性があります。

特に、自分のところでは、従来から災害がまったく発生していなかったので、多少危険が懸念される状態であっても、長年の経験か

ら、特別に注意を払うから大丈夫であると過信をするところに、大きな落とし穴が潜んでいるようであり。

また、いくらふだんから「保安」に注意をしろと言われていても、人間の緊張や、注意力がそう長時間にわたって続くものではないので、保安教育もさることながら、まず施設面に於ける安全対策設備を充足させる、十分な整備が必要であります。

従いまして、これらの災害を防止するためには、一般に次のような配慮をすることが必要であります。

(a) 電気工作物の運転操作及び作業時についての配慮

自家用電気工作物保安規程で規定する。別に定める運転操作要領準則に準拠してその施設、または作業内容に合致した配慮をしなければなりません。

(b) 設備面についての配慮
(イ) 設備面でも、安全を考慮し、漏電遮断器、自動電撃防止器等の保護設備を必要とする個所には、必ず設けなければなりません。

(ロ) 高圧、或いは特別高圧の、

受、変電所または室内の充電部等は、保護柵、保護金網などで保護するか、或いは、標識などによって、充電部を明示しておかなければなりません。

(ハ) 電気機器、または電線、ケーブルなどの損傷箇所は、出来るだけ速かに修復手当を施すようにして、いつまでも、そのまま放置しておいては

いけません。

(ニ) 工事現場での移動電線には、必ずキャプタイヤケーブルを使うことと厳守して、決して安易にⅠⅤ線や、ビニール被覆や、綿巻き被覆のコード類を使用してはいけません。

(ホ) 仮配線処置をした場合には、使用後は速かに、確実に撤去しなければなりません。

以上

土地改良相談事例(六)

1. 役員が任期途中において病気等により職務を執行できなくなった場合、その役員を解職することができるか。

答 役員が任期途中において病気等により職務を執行できなくなった場合、その役員を解職することができるか。

を怠ったときに解職できることとされているが、設問のような病気等の場合は同法二十九条の二の規定には該当しない。

2. 土地改良法第二十九条の二の規定により解職された役員は後任の役員が就任するまでその職務を行うことができるか。

答 役員が解職された場合は任期満了あるいは総辞職(自己の意志による辞任等を含む)と異なり、後

任役員が就任するまで職務執行者とはなり得ない。

このことは農業協同組合法第四十一条において準用する商法第二百五十八条の規定により明らかである。

3. 土地改良区の選挙で総代の場合は選挙区制を採用し、役員選挙は被選挙区制を採用している理由はなにか。

また、選挙の方法はどう異なるか。

答 土地改良区の総代は土地改良区全般にわたる一般代表であるとともに、地域的利益代表としての二面の性格を有するものである。選挙区制を採用しているが、役員は土地改良区の執行機関たる性格から一部地域代表たることは許されないため被選挙区制を採用している。また、選挙の方法は総代選挙は市町村の選挙管理委員会が管理し、投票はその選挙区のみで行うことになる。この場合であっても立候補するには、他の選挙区から出てもさしつかえない。役員選挙にあつては、当該被選挙区以外からは立候補出来ないが、投票は全組合員(全総代)が各被選挙区

全部に投票することになる。

4. 理事は一方的に辞任できるか。この場合民法第六百五十一条第二項の適用は受けるか。

答 土地改良区と役員との関係は、委任類似の契約と解するのが相当であり、役員が辞任する場合は、民法第六百五十一条第一項の規定に準じて一方的に辞任することができるかと解される。この場合にももちろん同条第二項の規定も準用される。

5. 理事が就任後、公民権を失った場合、法的に辞任しなければならぬか。

答 「公民権を失った場合」とは、公職選挙法第二百五十二条により、一定期間選挙権および被選挙権を有しないこととされた場合(いわゆる公民権停止の場合)をいうものと思いますが、公民権を停止されたというだけでは理事の資格を失うものではなく、辞任しなければならぬというものではない。

6. 計画変更の時期について、工事完了、一時利用地指定、換地処分後のいずれにおいて変更が可能か。答 事業計画の変更手続きは実務上としては換地処分前であればよい

ものと解される。しかし、変更すべき事由が発生した場合は速やかに計画変更の手続きをとらねばならない。

7. は場整備事業の施行中に災害が発生し、この災害復旧工事が別事業(河川改修)で実施されることになり、は場整備事業の受益地に変更をきたす場合、事業計画の変更手続きが必要か。また、補助金返還を要するか。

答 事業計画を変更し、改修に係る地区は除外すべきである。また補助金返還については、公共事業による地区除外であるので不要と解される。

8. 土地改良法第四十八条第四項および同法施行規則第三十八条の六の二の軽微な地域の変更に該当するのは、編入地域、除外地域の地積の合計で計算するののか。

また、変更が数回にわたった場合はどうか。

答 編入地域、除外地域それぞれについて十%の変更新率が適用される。また、軽微な変更がくり返され、その合計が10%を超える時点で実態に即し重要変更の手続きをとることもあり得る。軽微な変更も計画変更の手続きを要するもので、

関係者の同意のとり方が異なるだけであるので、この点留意する必要がある。

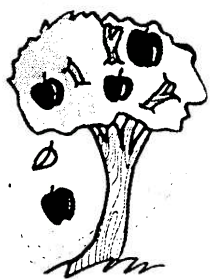
9. 共同減歩による創設換地で道水路を土地改良区有財産とした後、当該農道が県道のバイパスに利用された場合、土地改良区は当該財産を有償で行政庁に売却できるか。

答 土地改良区有の農道の場合、その利用者は主として農業者であるが、環境の変化により、その利用が一般の通行が著しくなったときは、その管理を行政側に委ねる方法もあるが、設問のように県道のバイパスとして利用が主である場合は、土地改良区としては農道の用途を廃止し、施設台帳から財産目録に転載した後、行政側に売却することも可能である。ただし、補助金返還については、補助金適正化法第二十三条の財産処分の制限に該当し、補助相当分の返還を要することになる。

10. 土地改良事業によって造成した農業用排水路に市街化の進展に伴ない生活雑排水等が流入し、水質汚濁等の環境の悪化をきたしているが、これらに対して土地改良区としてはどのように対処したら

よいか。

答 農業用排水路に生活雑廃水等を排出させる場合、浄化装置の設置等を義務づけて許可している例があるが、この場合であっても土地改良区としては契約等によって維持管理費相当分を徴収し、その責任において管理しているのが実体である。しかし、一方ではその汚濁が年々著しくなってきたという傾向にあるので、悪質な排出者（特定できる場合）に対しては土地改良法第五十七条の三の規定を活用し、差し止めを求める方法もある。その他の方途としては行政側との協議により管理区分を明確にし、都市側との責任分担を明確にすることも考えられる。



生活用水を確保する方法としては、自然に流れている河川の水を、その水勢の儘で、無施設無動力で利用することが出来れば、それが最善最良の策であり、誰しもが望む一番好ましい形態であろうと思いますが、とかく世の中は皮肉に出来ておりまして、仲々にそうはうまくいっていないのが実状のようであります。この自然水の利用施設にしましても、ヤレ、取水設備がどうの、水処理設備がどうの、配水設備がどうの、と、かなり設備費用がかかっている様々な人為的な処置が数多く施されております。

土地改良管理指導センター
較べると大きな損をしているとも言えます。
ですから、このように水を利用する面で、不便を感じている地域に於けるポンプ設備の存在は、見方によっては私達の生命と比較しても遜色のない程貴重な活力源であり、亦明暗を左右する大切な財産でもあります。理屈の上では確かにその通りであるが御理解をいただけるのですが、さて実際にポンプを管理する段になりますと、アレコレと注意を払っている割にはもう一つ配気が足りなかったり、大事なところを粗略にしましたったり、或いは目先の運転管理にだけとどまってしまっている傾向が多いようにお見受けするのであります。

云うのが、果して実状に即していたかどうかを知っておくことは、ポンプを管理する上で大切なことでもあります。こう申上げると、ポンプを運転しておられる係の方々や、ポンプ設備を持っている土地改良区の方から、自分達は何にもそんな難しいことは覚える必要はないという反論を承わりそうですが、若し仮りに現在のそのポンプ設備が、今から十数年或いは二十数年後に銘板は剥がれ、試験成績表をはじめとする完成図書の大半を紛失或いな消出し、更には初期の工事を請負った業者も社員の顔ぶれが変わってしまった疎遠になりがちであるという時機になったら、ポンプを更新しなければならぬ事態が発生した時に、どのような対処したらよいのでしょうか。その場合にその既設のポンプを、銘板に刻印されている全揚程の数値に合わせて運転している時が電力量も食わないし、必要量に応じた水量を揚水している状態ならば、更新するポンプも既設のポンプと同じ仕様のものでよいといえるのですが、若し必要時には二十四時間運転を予定日数統計してもまだ間に合わないとか、吐出水槽に到達する水量が少ないようでは

あるとか、或いは反対にバルブ調整が及ばない範囲で適正量以上を吐出してしまうような過大な設備であった場合は、どうしても修正が必要になりますので、少なくとも設計業者や、指導機関や、ポンプ業者等から示される、ポンプ仕様決定に関する比較的簡易な計算書や、その計算に基づいたポンプの予想性能曲線ぐら

容量（所要動力）の四点だけに限られております。
ではこれからこの四点の仕様について記します。

まずはじめに、(一)揚水量（ポンプ吐出量）について述べますが、対象を農業用のうちの灌漑用のポンプに絞って言いますと、灌漑には(一)水田灌漑と、(二)畑地灌漑の二通りがあります。(一)水田灌漑の場合には(一)一日減水深度（常時及び代掻時）(II)灌漑面積(III)代掻日数(IV)ポンプの運転時間等によって揚水量を決定致します。

現在の農家の方々は、常日頃、ポンプよりは遙かに複雑な構造を持っている自動車や、農業機械を、恰も自分の手足を動かすようにごく自然に手軽に扱っておられますが、それだつて矢張りその機械の原理と、性能と、操作方法をよく承知しておられるから出来ることだと思料致します。

それらの機械に較べましたら、ポンプや送風機などは極めて単純な構造ですから、機構的にも、性能的にも頭を悩ます問題は少ない若であります。従つてポンプの主要な設計要目である仕様も、(一)揚水量、(二)全揚程、(三)ポンプ回転数、四使用電動機

容量（所要動力）の四点だけに限られております。
ではこれからこの四点の仕様について記します。

まずはじめに、(一)揚水量（ポンプ吐出量）について述べますが、対象を農業用のうちの灌漑用のポンプに絞って言いますと、灌漑には(一)水田灌漑と、(二)畑地灌漑の二通りがあります。(一)水田灌漑の場合には(一)一日減水深度（常時及び代掻時）(II)灌漑面積(III)代掻日数(IV)ポンプの運転時間等によって揚水量を決定致します。

②灌漑地区に直送する場合は、(I) 揚水量(Q)と全揚程(H)の二つの仕様が決ま致しますと、そのあとは、その(Q)と(H)の数値を用いて、(三)ポンプ回転数と、四原動機容量を決める必要動力を求めます。
(三)ポンプ回転数は(四)ポンプ吐出量（揚水量）と、(五)全揚程と、(六)そのポンプの比較回転数（NS）とによって計算致します。四所要動力は(七)定数と、(八)取扱い液体の比重と、(九)ポンプ吐出量と、(十)全揚程と、(十一)ポンプ効率と、(十二)原動機余裕率とによって計算した上で容量を決定致します。

以上の四点のポンプ仕様を決める(一)吐出量（揚水量）計算、(二)全揚程計算、(三)所要動力計算、(四)ポンプ回転数の計算を一通り自分で計算して、ポンプ仕様の一つ一つを自分で決定して参りますと、大体設置しようとするポンプの性能が掴めます上に、計画そのものをよく咀嚼出来ますから、後日そのポンプを実際に運転する段になりましたら、吸込揚程が○米だから吐出揚程を○米にすれば全揚程が○米になり、この時の吐出量が○立方メートルということになりますが、そのポンプの試験成績表の特性曲線を頼らなくても、判断出来ますのでかなり確実に計画揚水量を維持しながら運転することが出来ます。

更に吐出スルース弁を閉め切りにしたままの状態ではポンプを1分2分（渦巻ポンプの場合3分以上の閉め切り運転は不可）回した時の締め切り圧力をチェックしておけば、後日ポンプ渦室内に内蔵されている主要部品である羽根車やライナリングの摩耗度を推測する上にも大へんに役に立つと存じます。

ですから、今日、折角ポンプと仲良しになっておられる皆様は、お手持のポンプのルーツを探る心算で、そのポンプの揚程曲線（QH特性）を作成してみますと、これまで述べたに参りましたことがよくご理解いた

だけのものと存じます。

末尾に別紙として、Q—H特性曲線作成の基になる抵抗曲線の作成要領などを書き添えましたので、試しに是非一度作成してみても下さる様お願いを致します。

そうすることによって無駄のない省力運転に努め、先きを読む早期整備を励行し、すべてに抜かりのない安全管理が実行出来るものと信じております。

終りに若干ポンプの構造に触れてみますが、ポンプは極めて簡単な構造なので容易に固定部分と可動（主として回転可動）部分とに大別出来ます。まず固定部分に於ける摩擦部位はどうかといふことになり、それは回転部位とごく僅かな間隙を狭んで接合している部位と、回転体を支持して部位ということになります。では、回転部分に於ける摩擦部位はということになりますと、これはさき程とは逆になりまして、固定部分と僅かな間隙を狭んで接合している部位になるというわけであり、従いまして、そうした部位に使用されている消耗品の名称と数量と、夫々の耐用機関などを御承知おきいただきますと、そのポンプが致

命的な損耗被害を受けないうちに早期整備を対策していきやすいと思います。

気くばり、目くばり、思いやりは、自動車の安全運転の標語であります。が、この標語の精神は、そっくりその備ポンプの適正管理にも通用するものと存じます。

水質が良く、常にポンプの適正運転を励行し、運転前後に点検を行い、必要な手入れを施し、早期整備を実行していけば、必ず耐用年数以上の長年月に亘って使用することが可能になって参ります。

ですから前述の計算ごとなども耳新しいことなので、はじめの一回は難しく感じるかもしれませんが、一度覚えてしまえば簡単なものですから、どうかポンプを安全管理するために、ポンプと一心一体になるおつもりで、枉げて一度計算してみてください。また、別表のスルース弁開度と吐出量の関連表は、あくまでも一般的に流布されている伝聞をまとめただけの目安でありますから、この点に就きましてはこれからもっと専門的な資料と、皆様方の実験実測結果を頂戴致しまして正確なものをつくり

あげていく必要があります。そうした作業に御協力を賜ります意味で、参考になります御意見をどんどんお寄せ下さいますように宜しくお願いを致します。

別紙

概略ポンプ吐出量

推定表作成要領

(参考図表添)

一、想定した計算条件

計画揚水量(ポンプ吐出量) 5・4 m³/min

注 既設ポンプに付いては、銘板に○m³/minと刻印又は記載されてありますので、その

数値が基準になります。

計画実揚程 25 m

注 ポンプの揚水時期に於ける取水水源の最低水位と、ポンプ運転時の吐出水槽に於ける高水位間の垂直落差であり、既設ポンプの場合には、実施計画時に於ける数値が判然としている若

です。水、水位変動や、管路変更がない限り、その数値は使用出来ます。

ポンプ吸吐出管延長 二〇〇 m

注 既設ポンプについては、そのポンプに取付けてある吸吐出管の実延長とします。但し変更する場合は、新設管の延長。

ポンプ吸吐出管延長 10 m

注 既設ポンプについては、そのポンプに取付けてある吸吐出管の延長とします。但し変更する場合は、変更管路の延長。

送水管延長 二五〇 mm

注 既設ポンプについては、そのポンプに取付けてある送水管の実延長とします。但し変更する場合は、変更後の管の延長。

送水管延長 三〇〇 mm

注 既設ポンプについては、そのポンプに取付けてある送水管の実延長とします。但し変更する場合は、変更管路の延長。

二、抵抗曲線計算表

このポンプのQ—H特性曲線(揚程曲線)を求めるために、揚水量0から計画揚水量に至る迄(即ち計画揚水量)を4乃至5等分して、

水量の少ない方から、順次管路の損失水頭を計算していくものとします。

この例の場合には、計画揚水量5・4 m³/minを割り切りやすく、しかも計算に便利なように6で割る0・9 m³/minを一区切りとしました。従って損失水頭計算は、0・9 m³/minのとき、1・8 m³/minのとき、2・7 m³/minのとき、3・6 m³/minのとき、4・5 m³/minのとき、5・4 m³/minのとき、の6通りを行うものとします。結果は、別表1のようにになります。

3. ポンプの概略吐出量早見参考図表について

極く手短かに別表2について説明を致します。

送水管の延長主離が三〇〇mもあり、実揚程として25m高いところに設けてある吐出水槽へ揚水することは、理屈の上では、実揚程に加えるのに、計画揚水量を揚水したときの、ポンプの吸吐出管と送水管の管路の損失水頭を以てした高さに、水を汲み上げると同じであります。従いましてこのポンプの吐出弁(スルース弁)閉め切り時の圧力は、ポンプに於いて更に前述の揚程に、

別表-1
計算例

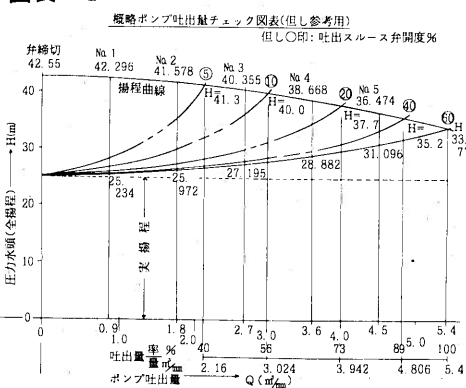
測点 No.	ポンプ 吐出量 m ³ /min	管内径 m	管内流速 $\frac{Q}{\pi/4 \cdot D^2 \cdot 60}$ m/sec	速度水頭 $\frac{V^2}{2g}$ m	損失			計 m
					200 m/m管の上 同 $\lambda \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^5}{2g} \cdot 1.5$	250 m/m管の上 同 $\lambda \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^5}{2g} \cdot 1.5$	曲及び弁類の上 同 $C_f \cdot \frac{V^3}{2g}$	
			但し Q: 吐出量 m ³ /min	但し g: 重力加速度 9.8 m/s ²	但し λ: 摩擦係数 0.02 + $\frac{0.0005}{D}$	同	但し C _f : 総合損失係数	
			D: 管内径 m	V: 管内流速			この場合	
					D: 管内流速		3.0	
					L: 管 長			
					1.5: 経年係数			
1	0.9	D ₁ 200 D ₂ 250	V ₁ 0.478 V ₂ 0.306	0.012 0.005	0.020	0.198	0.036	0.254
2	1.8	D ₁ 200 D ₂ 250	V ₁ 0.955 V ₂ 0.611	0.047 0.019	0.079	0.752	0.141	0.972
3	2.7	D ₁ 200 D ₂ 250	V ₁ 1.433 V ₂ 0.917	0.105 0.043	0.177	1.703	0.315	2.195
4	3.6	D ₁ 200 D ₂ 250	V ₁ 1.911 V ₂ 1.223	0.186 0.076	0.314	3.01	0.558	3.882
5	4.5	D ₁ 200 D ₂ 250	V ₁ 2.389 V ₂ 1.529	0.291 0.119	0.491	4.712	0.873	6.076
6	5.4	D ₁ 200 D ₂ 250	V ₁ 2.866 V ₂ 1.834	0.419 0.172	0.707	6.811	1.257	8.775

別表-2

スルース弁開度と吐出量一覧表

スルース弁開度	吐出量 (m ³ /min)	圧力水頭 (m)	吐出量 (%)	備 考
閉 鎖	0	42.55	—	吐出スルース弁締め切り
No. 1	0.9	42.296	—	
2	1.8	41.578	—	
スルース弁開度 5%	2.16	41.3	40	
No. 3	2.7	40.355	—	
スルース弁開度 10%	3.024	40.0	56	
No. 4	3.6	38.668	—	
スルース弁開度 20%	3.942	37.7	73	
No. 5	4.5	36.474	—	
スルース弁開度 40%	4.806	35.5	89	
No. 6	5.4	33.775	—	
スルース弁開度 60%	5.4	33.775	100	

図表-1



もう一度管路の損質水頭を上乗せした圧力（揚程）になります。

この特性に基きまして、各測点毎に圧力水頭を求めますと別表—2のようになり、更にそれを図表に示しますと、図表—1のようになります。

なお、バルブ開度と吐出量の関連につきまして、開度と水量の夫々の数値をより正確なものにするためには、まだまだ勉強しなければ

〇〇ぽづ、〇いものはない

土地連 研谷 匡 恭

5月号に掲載されました会津若松農地事務所の相良管理課長様のシベリア抑留記を密かにその御苦勞を偲び乍ら拝読させていただきました。

その真似をするようで何となく気がひけるのですが、今日は甚だ潜越ですが、私の南方生活の体験をお知らせ致します。

私達の年頃の男子は、大抵二十才前後にかけて一度は官費による外遊を経験しておりますが、その外遊は、当人の諸否は問題外である上に、行先や旅程も判然とは知らされず、然

ばならないことが多くあります。これから皆様方から参考になる御意見を多く頂戴致しまして、一日も早くこの図表を完璧なものに仕上げましてお役に立つようになりたいと存じます。どうかお気づきのことがございましたら忌憚のない御意見をどんどんお寄せくださるようよろしくお願い申し上げます。

も時には行きはあっても帰りがないという、無謀にして危険極まりないのであります。

「長崎」から船に乗れば「神戸」に着くことがこの時分に判ってれば、借金を質に置いても旅費を調達して「長崎」迄行って船に乗ったものをと今でも口惜しく思っておりますが、何しろ時代が昭和十八年では「五木ひろし」は未だ影も形もありませんでしたし、この曲に類似したヒット曲もありませんでしたから、たとえ不本意な外遊命令が発令され

まして不承不承で、隊内の同じ科にいる上官や先輩や同僚、後輩達から水盃代りの餞別を貰い受け、更に經理の旅費係からは、生まれてはじめて外国旅費の支給を受けた上、海外渡航の船便待ちで一旦仮入団した海兵団では、懇ろにバットで尻を撫でて貰った（精神棒で尻をなぐられる意）おまけ迄付いて「横須賀」から軍艦に乗ったばかりに、内地の港には目もくれず五日四晩太平洋を走り続けて、着いた所は南洋の「トラック島」になってしまいました。然しこのトラック島の停泊地が意外に住心地のよい所で、通称北錨地と呼ぶこの内水域は、我が聯合艦隊の過半数の艦船が一度に停泊出来る広さがあり、まわりをぐるりと珊瑚礁が取り巻いて、波は穏やかでしかも水深が深い天然の要港でありました。停泊している途中では、東京で国葬が行われた当の御本尊の山本五十六元師の遺骨を内地にお届けしたり、當時はわが国が統合していた南洋諸島の最東端に位置するラタク諸島の東方海域で、若し現実には遭遇して戦火を交えてから、間違いなく太平洋戦争史上最大規模の大海戦になっていた若の、米海軍太平洋艦隊の主力

部隊を迎え撃つ邀撃戦に出撃したり（但し、この時は何故かハワイを出撃した米艦隊が、南下途中で反転して、急拠またハワイに戻った為に、幸か不幸か幻の海戦に終わりました）或いは、南洋諸島各島の防衛力を増強する目的で、内地から完全装備をした陸軍部隊を満載して、折から襲来中の台風の真只中を突っ切って南方に運んだ我が主力戦艦部隊による輸送作戦に出動した時以外は、延べ十ヶ月に亘って、この北錨地に居座っていたのであります。

このトラック島の北錨地に居てよかつたことは、第一に、陸地からはかなり離れた海上生活ですから蚊がいなかったことであります。このことは南方で陸上生活をされた方が殆ど罹っていたマラリヤ病に全然罹らずに過したということ、これは帰還以来今日迄の健康面で頗る恵まれたことにつながります。

第二は、南洋の午後には必ず定期的に訪れるスコールがあります。丁度内地の夏に見られる夕立ちのようなものですが、遥かに粒が大きく雨脚も長く勢いも激しくてその降雨の状はすさまじいものであります。艦の露天甲板に穴をあければかなりの勢

いで、激しく飛沫をあげ乍ら叩きつけるように降り続ける十五二十分間は、三三三先に居る人影をも掻き消してしまいますから実に壮観であります。乗組員は、このスコールの時は当直艦だけを残して総員スコール浴び方をやります。はじめに水平線上に黒い雲がポツンと現われますと見る間にあたり一帯に拡がります。この時艦内の拡声器は「総員スコール浴び方注意」を告げます。程なく激しい雨脚が艦を覆うと「総員スコール浴び方」の号令が掛ります。既に予令の用意で、艦内帽や防暑服の上から石鹼を塗りたくって待機していた兵員達はこの号令一下、一斉に露天甲板に飛び散ります。戦艦の露天甲板は舷側の縁が二十cm程甲板面より高くなっており、排水孔を塞いでスコールを貯めると、ものの二三分で、甲板に胡坐をかいている腰の辺り迄たっぷり浸ってしまいます。兎に角、降る勢いが強いので服を着た儘で石鹼を塗ったり、擦ったりしている中に、忽ち下帯の汚れ迄洗い流してくれます。これで身体に当たっても痛くさえなければ文字通り最高の天然シャワーになるのです

が……やがて、このスコールが通り過ぎるとあとは又雲一つない青く澄み切った南洋特有の空に戻ります。空気が爽やかに乾いてカンカン照りの熱帯の暑さをやわらげてくれます。錨甲板にいつらえられた物干場に、たった今洗ったばかりの洗濯物を干す時は最高にいい気分、まるで南洋の王様にでもなったような心地がします。冗談は抜きにしてこの時だけは戦争も甲板整理も念頭を離れ、この儘海軍に永久就職して居たい気分になります。

その後幾許もなく中部太平洋海域に於ける敵将マッカーサーを総指揮官とする米陸海空三軍の猛反撃が始まった為に、これに対応する我が隊も、フィリピンを基地とする南西方面艦隊との協同作戦を展開する必要上、早々にトラック島を引揚げダバオに回航しました。その回航途中で私達難兵はパラオ島におられる諸島の中心地であるコロール島の南洋庁長官官邸に仮宿したのであります。私達をパラオに揚陸するや、わが艦隊は「帽振れ」の暇もなく、全艦慌しくダバオに向けて出航して行きました。港内に残った船は始終八ノット節と普段嘲笑されている速力の遅い石炭焚きの輸送船と戦闘行為

をしなければ国際的に安全が保障されている病院船だけであります。ところが、この病院船も翌朝五時から始まった敵機動部隊の艦載機の空襲を受けて見る間に撃沈されてしまいました。私達が居る庁舎も玄關脇の旗竿に掲げた長官旗が敵機の目標になって、正門前に特設した警備隊の機銃陣地の応戦も物かは、次から次と低空で突っ込んで来ては銃撃して行きます。午前八時頃前述の機銃陣地から「弾薬補給に応援頼む」と依頼があったので、早速善行章五分钟前名の同年兵を中心に若手二十人の作業班をつくり、三台のトラックに分乗して弾薬庫に行きました。着いて吃驚そこにはお間違いの陸さんが三百人程ウロウロしていますが、人数の割に組銃をしている小銃が極端に少ない上に、過半数を占める星一つの新兵さんはみんな帯剣を持って居りません。ですが私達の作業には非常に協力的で忽ちトラックに弾丸を満載してくれました。さて、この敵襲が始まる前夜にわが隊は、先の長官旗の主である古賀第一大将をはじめとする首脳陣の七割を一挙に失って一時は壊滅に瀕しました。然し新

しい首脳陣が直に中央で選出再編され、やや間をおいてダバオに随行して行った補助員の一部もこれに合流して隊の機能は半ば回復しましたが、たとえ難兵と雖も、パラオに残されている私達が復帰しない中は完全復旧にはなりません。そこで折から有力な上陸部隊を従えてパラオに接近して来ている敵機動部隊の隙をついて駆逐艦によるパラオからの引揚げが敢行されましたが、この引揚げは無事に帰還出来た喜びよりも、逆に苦しい思いが残りました。その時コロール島には婦女子を交えた内地人がまだかなり残っておりまして。之等の人達の命運が、この事態に到っては、現地の陸戦指揮官に握られていたとは言っても、且夕に迫っている危機が判り乍ら、彼等を見捨てる様に引揚げて来た断腸の思いは未だに慙愧に堪えません。戦争はこのように非情無惨であります。それに事態が悪化すればする程その様相は益々深刻になって参ります。この場合に彼等を守っている宿命が、サイパン島の全員玉碎の悲劇と同じであったとしたら、それは全く正視に堪えられないものではあります。この様な太平洋戦域に於ける数多くの非戦闘

員の方々を含めての大きな犠牲によってあがなわれている今の平和は、だからこそもっともと大切にして、将来未永く守り続ける様に努めなければ、私達の年頃の者達、かつての外遊が、全く意味の無いものに終ってしまふような気が致します。

呑み屋で拾った話(その十)

一、焼酎

最近は何処に行っても酒やビール、ウイスキーよりも焼酎を召し上る人が多く、飲食店でもあまり儲けにならず困っているとのことである。何んと言っても焼酎は金がかからない、①うまくて安い、②酔いざめがさわやかで二日酔しない、③いろんな飲み方が自分の好みに合せていろいろ工夫して楽しめる、④酒香を選ばない等、燗であれ冷やであれ好みの飲み方ができて「きれいに酔うことができる」とのこと。

焼酎のアルコール濃度は二五〜三五度でストレートなら強いが炭酸などで割ると日本酒の一五〜一六度よりソフトでライトな感覚になる。また焼酎のカロリーは日本酒とウイスキーの中間で栄養価はゼロ、さらに

れば、私達の年頃の者達、かつての外遊が、全く意味の無いものに終ってしまふような気が致します。

酒やビールに含まれている糖分は入っていない。なお焼酎の割り分量も大体次の割合であればおいしい飲み方である。

- ①オレンジジュース割り、焼酎四、オレンジジュース六、②グレープジュース割り、焼酎五、グレープジュース二、炭酸三、③コーラ、紅茶、ジンジャエール割り、焼酎五、それぞれ五、④ミルク割り、焼酎三、牛乳六、シロップ一、⑤ビール割り、焼酎三、ビール七、⑥アイスコーヒー割り、焼酎四、アイスコーヒー六、との聞いた話である。

二、無理に酒を飲むな

前号でも話した毎度のことであるが、人間の肝臓は日本酒なら一合、ビール大ビン一本のアルコールを約

三時間で代謝することになっている。このため一時間に、それぞれ三分の一合か三分の一本くらいの割合で飲めば酔わないことになる。しかし、これでは酒を飲むというよりなめていけることになる。夜寝る時間が八時間とすると肝臓が十分に代謝してくれる量は日本酒三〜四合、ビール三、四本がほろ酔で爽快な目安となる。個人差はあるが、アルコール量がめいてい期を超えると急性アルコールの危険性が高まるので、その予防として急激に大量に酒を飲まないことである。またビール大一本と日本酒一合

	ウイスキー	日本酒	ビール
爽快期	2杯	2合	2本
ほろ酔初期	4杯	3合	3本
極期	7杯	4合	4本
酩酊期	ダブル5杯	5合	7本
泥酔期	ボトル1本	8合〜1升	10本
昏睡期	1本以上	1升以上	10本以上

のアルコール量は同じであるが、同じ一気飲みでも酒の効き方が違出し、腹にたまる分無理飲みも生理的にできなくなる。アルコールの吸収を遅らせるには、ものを食べておくのが一番であり食欲がなくても牛乳一本くらいは飲んでおくといよい。ちなみに酒の量と酔い方については次のとおりであるとのこと。

- また、酒呑みで付合にくい人は前にも書きましたが更にもう一度次の人である。
1. 二日酔で仕事を休む人
 2. 飲んでぐちをこぼすか、怒りぼくなる人
 3. 糖尿病、肝臓、心臓病の人
 4. 呑むと酔いつぶれるまで飲む人
 5. お酒は強いなあーといわれて自慢する人
 6. 酒がもとで人に迷惑をかける人
 7. 休みには朝から飲んでいるといばる人

三、あなたの声

人の声、特に女の人の声は、きれいな声、普通の声、男みたいな声などがあって対人関係もいろいろである。

少しましの気分の良い酒の肴なのだそうです。またニンニクも特別な強精効果は期待できないそうです。頑張るあまり多く召し上がると貧血を起しますからほどほどにとのことでした。

(平形)

る。昔の本に女の人の声を虫の声に例えて、美女は鈴虫、妾は松虫、後家はくつわ虫、芸者はホトトギス、夜鷹はキリギリス、かみさんはアブラゼミなどと言われていました。それではママの声は何虫ですかと聞いたが返事はなかった。それはさておき人が笑う、泣く等のとき声は大体「あ」「い」「う」「え」「お」のいずれかによるとなっています。

笑うときはそれに「はひふへほ」を加えて「あはは」「いひひ」「うフフ」「えへへ」「おホホ」と笑い、泣くときは「あんあん」「いんいん」「うん〜」「えん〜」「おん〜」と泣きその人の明るさ暗さ、きれいなきれいの声が表れるとのことである。それではどの母音が一番良いかと言うと「あ」「い」「え」「お」「う」「う」の順が一般的だそうです。あまり叫び声で「う〜」と言う声を出すと人格がわかることになる。本当かどうかわかりませんが一筆。

四、きれいな努力

美しくなりたいと努力する女性は本当に多い、また誰れでもがそう思っている、この努力はご承知のお

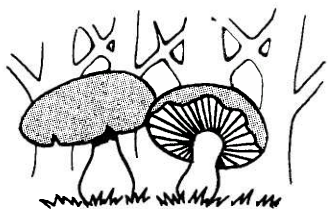
り女又力だから普通の男が努めるとはわけが違って、仲々考えつかないものがある。女の人は男には出来ない苦労を何事かを努力する。しかし現実にはあまり効果が表れない。それは美しくなりたい、スマートになりたいと考え努力している人ほど、回りにはわからないように内々に努めていて秘密主義であるため努力の経過が不明である。特にこの人たちは間食が多いとのことである。茶呑み、コーヒーなど少しづつ召し上っている。普通ただの人は努力していない、人比較してあまり間食はしていない、それでも努力している。あなたの好きな言葉は何かとなると、卒業式や成人式に偉い人がよく贈る言葉を思い出す、誰でも真面目に出ることは同じで、努力、忍耐、誠実、感謝、根性などが多く努力が一番である。出来ないまでも、いや出来ないから努力しているのだそうです。

五、ホルモン強精食

昔、四十代の人は男女を問わず何事も人間としての盛りで他の年齢の人には負けなかったが、最近足飲み屋に行つて弱ねをはく人が多く、少しのアルコールで何時までも話しな

がらねばっていて、座席を専断しているの店としてはあまり喜ばない、本人がだらしないのか、かあちゃんに偉いのか、お金がいたまじいのか、わからないが男性的で無いそうである。今少し男らしい人はいないのかとママさんから聞かれることがある。こちらでも少し女らしいいはいないのかとママさんから聞かれることがある。特にその頃の年齢になると、なんとなく肉体のおとろえを感じる人が多く、男女の関係についても焦りもあつて思ひはつるばかりで肝心の身体がいうことをきかないのだと言う。そこでスタミナをつけて……と思

い、ホルモン料理やニンニクを肴にと、赤ちやうちんのぶら下がっている店一杯呑みながら歯の悪いのも我慢しつつかじっている。これで「食べた」というだけで効いたような気がするが、実際はあまり効かない、昔からオットセイ、スッポン、マムシ、シカ、ブタ等の性器そのものを食べると抜群の強精で回春効果があるとされている。しかし食べたからたちどころにスタミナがついてどうこうと言う事にはならないようです。あくまで話しであり効いたような気がするだけで他のものより



編集後記

今年の夏は例年になく本当の夏となり七月下旬からは一ヶ月以上も満足な雨も降らず、毎日三十度以上の酷暑となり昨年の倍以上の暑い日の連続であった。このため暑さ関係の商売は笑いがとまらなかったとか、また春期時に心配した稲作もようやく五年ぶりの大豊作になろうとしている、本当に喜ばしい事である。ただ本年の米価が雀の涙しか上らず残念である。この値上り分は米価値上獲得運動費に廻ったり肥料等の値上りに廻るとなると実際の手取りは年々少くなってくる。

さて、本号も前号に引続き原町農地事務所の寺島管理課長さんから、また各土地改良区の方々のご投稿で埒町の鈴木さん、伊達西部の稲村さん、矢吹の大森さん、白河市の滝田さんよりお忙しいところ、ご寄稿願ひまして厚くお礼申し上げます。

また、統記事として土地連の土地改良管理指導センターより「電気設備保全」「ポンプの管理」「土地改良相談事例」を、さらに去る七月開催された総会及び研修会の内容を当日の議案等とともに報告いたします。特に今回の総会には永年勤続会員（十年以上約二二〇名）の表彰を行うことができましたが、これも土地連よりのご厚意によるもので深く感謝いたします。

会員の皆さんの八三〇の方々はもう十年以上もこの土地改良の仕事に勤められ、今では大「ベテラン」ばかりであるから、お互に良い事や苦勞など研修し合って事業をうまく行くよう心掛けたいものです。

（平形）

“土地改良事業に関する業務は 皆さんの会の土地連がお手伝い”

土地改良事業を行う会員の協同組織により、土地改良事業の適切、かつ、効率的な運営を確保、及びその共同の利益を増進することを目的とし、誠心誠意をもって、次に掲げる事業をお手伝いしております。会員の皆様のご利用をお待ちしております。

1. 技術的援助

- (1) 調査設計
- (2) 事業計画の変更
- (3) 工事監督又は工事の指導
- (4) 確定測量
- (5) 換地に関する業務

2. 相談及び指導

- (1) 土地改良事業に関する相談並びに土地改良資金に関する指導
- (2) 土地改良管理指導センター ・ 土地改良施設の管理に関する技術的な診断、指導
・ 土地改良施設維持管理適正化事業に関する助言、指導
- (3) 換地センター ・ 土地改良事業に関する換地事務の推進
- (4) 農村総合整備センター ・ 農村総合整備事業の啓蒙普及並びに技術の向上指導

3. 電算処理

- (1) 土地改良事業工事費積算業務
- (2) 換地業務設計及び経費積算
- (3) 確定測量業務
- (4) 水文
- (5) 水収支
- (6) 土地改良区の賦課台帳及び通知業務
- (7) 各種土量計算

編集発行人

福島市野田町1丁目15-20
福島県土地改良事業団体連合会内
福島県土地改良団体職員連絡協議会

印刷

福島市上町4-24
陽光社印刷株式会社
TEL (0245) 22-4191 (代)